



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
1月7日(火)  
第567号

## 目次

### 告 示

○共同施行等の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧	1
○県道路線の廃止	1
○県道路線の変更	2
○道路の区域の決定	2

### 公 告

○患者の届出	2
○土地改良区役員の就任	3
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	3
○栃木県収入証紙売りさばきの廃止	3

## 告 示

### 栃木県告示第1号

次の事業主体から申請のあった土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、土地改良事業計画及び規約について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和7(2025)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
中篠井堰共同施行体	中篠井地区土地改良（農業用排水施設）事業共同施行	令和7(2025)年1月8日から同年2月5日まで	令和7(2025)年2月20日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

### 栃木県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		

136	多田停車場線	佐野市 多田停車場		
		栃木田沼線交点		

栃木県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の県道の路線を変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年1月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	旧新別	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
53	旧	栃木田沼線	栃木市		
			佐野市山越町		
	新	栃木葛生線	栃木市		
			佐野市中町		

栃木県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7（2025）年1月7日から同年2月5日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年1月7日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 栃木葛生線

道路の区域

整理番号	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	栃木市皆川城内町字宿1867-2 から 佐野市中町字番場994-1 まで	1.5～20.3	7916.5

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年1月7日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	3頭	那須塩原市	令和6（2024）年12月17日	法令殺

(畜産振興課)

## ○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7(2025)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
佐野市土地改良区	理事		新井 文雄	佐野市船津川町1089		令和6(2024).12.5

(農地整備課)

## ○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和7(2025)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和6(2024)年12月1日	鹿沼市深程870-3	鹿沼市口栗野1071	栃木県猟友会栗野支部
令和6(2024)年12月11日	小山市大字三拝川岸31-22 ファミリーマート小山羽川店 栃木市藤岡町蛭沼1617 ファミリーマート栃木蛭沼店 佐野市高萩町1341-5 ファミリーマート佐野新都市店	(新規)	(株)ファミリーマート
令和7(2025)年1月1日	宇都宮市駒生町1109-7 ファミリーマート宇都宮駒生中央店 宇都宮市駒生町字三斗蒔1817-1 ファミリーマート宇都宮駒生西店		茂呂 浩史

## ○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和7(2025)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
-------	--------	---------

令和6(2024)年12月10日	MK株式会社	小山市大字三拝川岸31-22 ファミリーマート小山羽川店
		栃木市大字藤岡町蛭沼1617 ファミリーマート栃木蛭沼店
		佐野市高萩町1341-5 ファミリーマート佐野新都市店

(会計局会計管理課)